

米百俵プレイス ミライエ長岡
レストラン及びカフェ運営に伴う
事業協力者募集要領



令和4年4月

長岡市

目次

第1 事業協力者の募集にあたって

1 趣旨	1
2 店舗設置の基本的な考え方	1
3 様式のダウンロード	1
4 募集の概要	2
5 「米百俵プレイス ミライエ長岡」について	3

第2 事業協力の内容

1 事業協力者の業務	5
2 事業協力に関する協定書等	5
3 出店条件	5
4 市庁舎使用上の制限等	7

第3 事業協力者の応募登録及び質疑応答

1 事業協力者の応募資格	9
2 応募に関する条件	9
3 応募登録	9
4 応募がなかった場合の対応	10
5 事業協力者の応募資格の審査	10
6 応募資格の喪失	10
7 質問書の提出及び回答	10

第4 事業企画提案書作成要領

1 提案内容	11
2 事業企画提案書の書式	11

第5 事業企画提案書の提出及び事業協力者の決定

1 事業企画提案書の提出	12
2 事業企画提案書の選定	12
3 事業協力者の決定	13
4 事業協力者の資格喪失	13

様式等

平面図	14
設備諸条件一覧表	20
応募登録書（様式1）	22
応募登録に関する提出書類一覧	23
質問書（様式2）	24
事業企画提案書表紙（様式3）	25
選定評価基準	26

第1 事業協力者の募集にあたって

1 趣旨

本地区は、長岡駅から西側約 500mの大手通り沿いに位置する、長岡都市計画に定められた大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業の事業地として、4街区に4棟の施設建築物整備が進められています。

長岡市は、このうちA-2街区及びB街区において、人づくりと産業振興の拠点として「米百俵プレイス ミライエ長岡」を整備するとともに、利用者の利便性向上とにぎわいづくりの一環として、B街区1階にレストラン、A-2街区3階にカフェを設置します。

2025年（令和7年）のB街区開館に向け、2022年（令和4年）春から建築実施設計に着手することから、B街区開館時におけるレストラン及びカフェの運営候補者として位置づけ、運営者の目線から設計協議に関わりながら、開業に向けた準備を行っていただくとともに、上記事情に見合ったレストラン及びカフェの運営が期待できる事業企画提案を求めるものです。

なお、カフェを設置するA-2街区は2023年（令和5年）夏頃に開館する予定ですが、カフェの開業はレストランと同時期になります。

2 店舗設置の基本的な考え方

事業企画提案にあたっては、特に以下の点を重視してください。

(1) 基本方針

設置するレストラン及びカフェについては、日常的に市民が気軽に利用でき、リラックスした雰囲気の中で食事をしたりお茶を飲んだり、活動や交流の輪を広げることができるにぎわいの空間を創出するとともに、長岡ならではの食材等を活用した料理を提供することで、食材そのものの魅力に加え、市内各地域への関心を高めるなど、オール長岡の魅力を発信する役割も担います。

(2) 提供するメニュー及びサービス

ア 想定する利用者のニーズに合致したメニュー及びサービス

イ 長岡ならではの食の魅力を発信するメニュー及びサービス

(3) 施設にふさわしい店舗運営、内装

ア 「米百俵プレイス ミライエ長岡」の導入機能との連携

イ 「米百俵プレイス ミライエ長岡」の設計コンセプトに調和する内装

(4) 安定的かつ継続的な店舗運営

ア 適正な従業員の配置とサービス向上の努力及び苦情等への適切な対応

イ 適正な安全管理と衛生管理

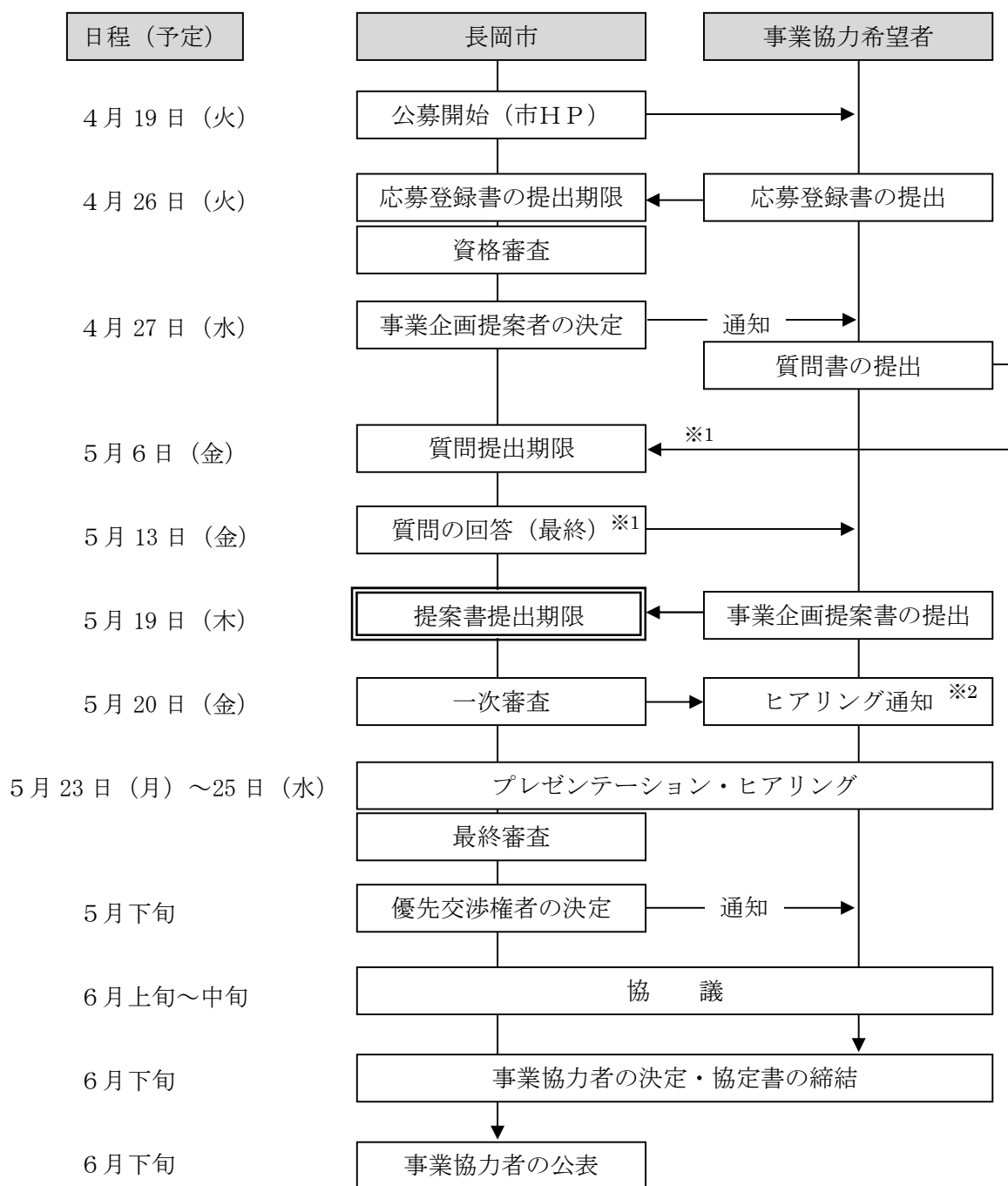
3 様式のダウンロード

本募集で使用する様式の電子データは、長岡市ウェブサイトから適宜ダウンロードしてください。

【簡易評価型プロポーザル方式】令和4年度公告一覧

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate09/propo/r04propo.html>

4 募集の概要



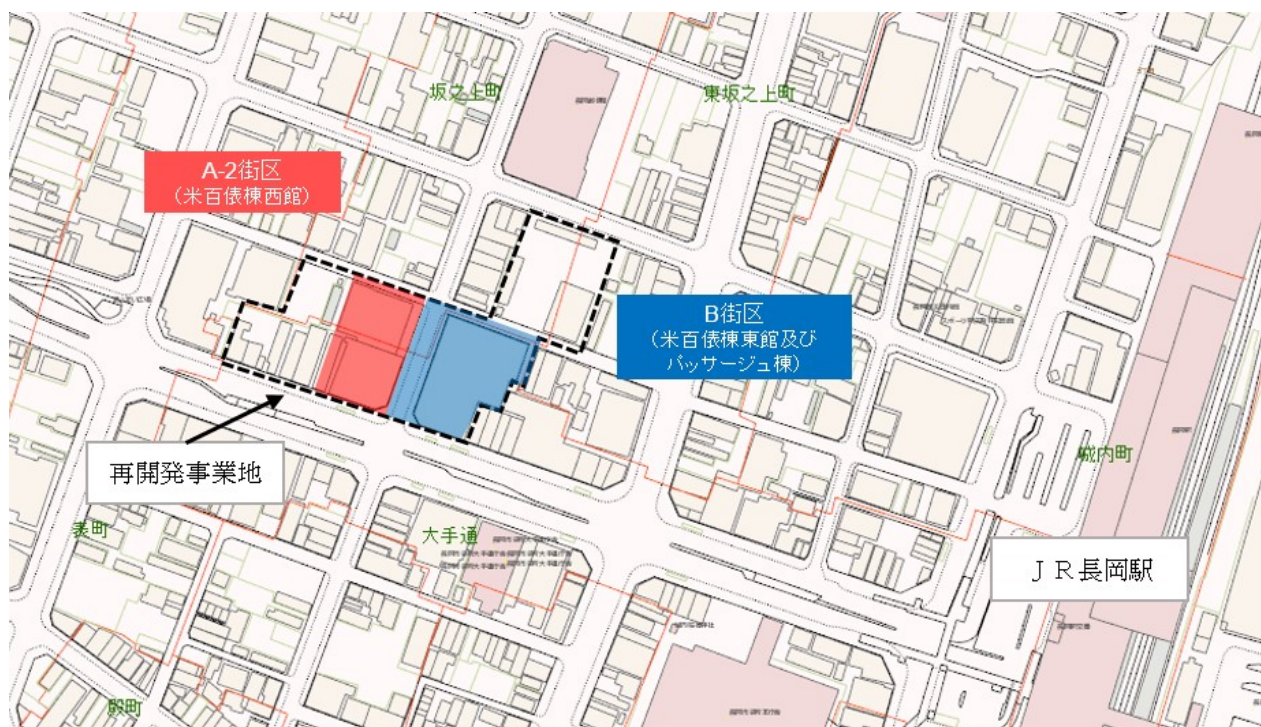
※1 質問は随時受け付けます。質問数に応じて数回に分けて回答する場合があります。

※2 プレゼンテーション及びヒアリングを依頼するかしないかに関わらず、全ての応募者に通知します。

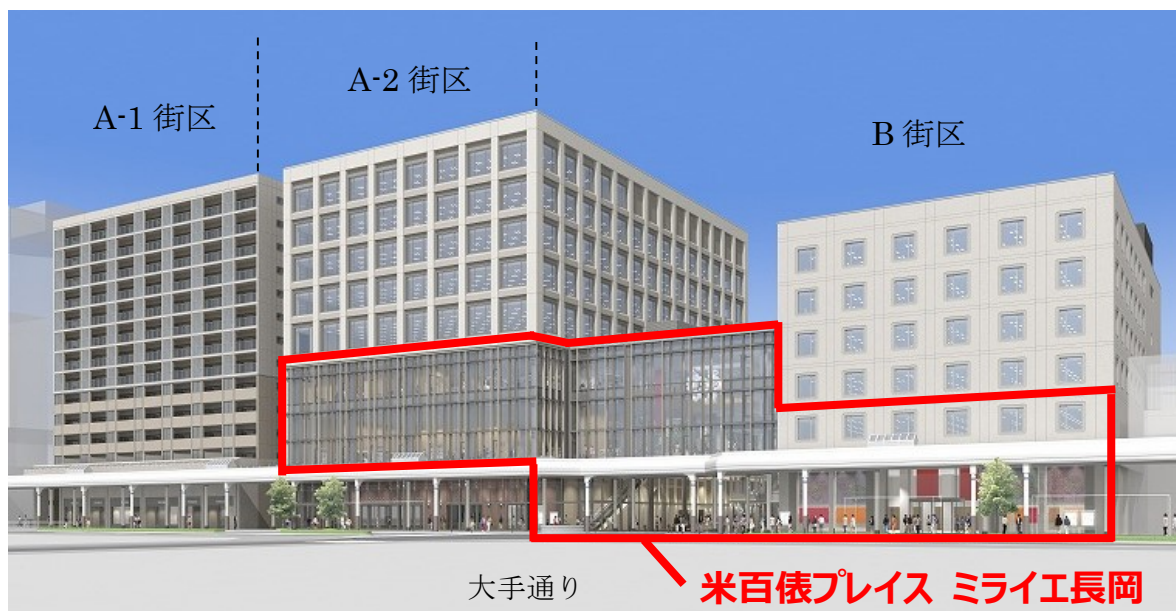
5 「米百俵プレイス ミライエ長岡」について

(1) 施設概要

ア 位置図



イ 外観イメージ



- | | |
|--------|--|
| ウ 建設場所 | 長岡市大手通2丁目ほか |
| エ 専有面積 | 約10,600 m ² |
| オ 構造 | A-2街区 鉄骨造10階建て
B街区 鉄骨コンクリート造7階建て（一部鉄骨造） |
| カ 導入機能 | ①人づくり・学び
まちなか図書館、子どもラボ、若者ラボ、歴史人物史展示 など |

②産業振興

経営相談・起業支援機能、イノベーションサロン、オープンイノベーションエリア、教室、ファブラボ、ギャラリーラボ など

③にぎわい

トオリニワ、グランパッサージュ、屋上庭園、バンクホール など

(2) 店舗場所・面積

種別	場所	面積
レストラン	B街区1階	208.85 m ²
カフェ	A-2街区3階	22.52 m ²

※平面図（14～19 ページ）及び設計概要（別添）を参照してください。

(3) 開業時期

2025 年（令和 7 年）秋～冬頃

(4) 開業までのスケジュール（予定）

2022 年度（令和 4 年度）5 月 事業協力協定の締結（長岡市・事業協力者）

2022 年度（令和 4 年度）5 月 実施設計

2023 年度（令和 5 年度） 建築工事契約・工事着手

2025 年度（令和 7 年度） レストラン及びカフェの運営に関する賃貸借契約（長岡市・事業協力者）

2025 年度（令和 7 年度） 工事完了公告、引き渡し

2025 年度（令和 7 年度）秋～冬頃 レストラン及びカフェ開業

※再開発事業や各種資料は、長岡市ウェブサイトで公開していますのでご確認ください。

第2 事業協力の内容

1 事業協力者の業務

(1) 実施設計における協議参画

長岡市が発注する実施設計業務において、設計協議の場（3～5回程度を想定）に同席し、運営者の視点から設計面で配慮すべき事項や適切な工事工程などについて、アドバイスや要望事項を提起する。

(2) 収支計画書及び開業準備計画書の策定

ア 効率的な運営による収益の最大化を目指して、収支計画及び開業準備計画を立案する。

なお、計画書の提出時期は、長岡市と協議の上、定めるものとする。

イ 建物本体の工事工程や開業時期を勘案し、開業時点から高い稼働率を得られることを目的として、プロモーションなど適切な周知活動を展開する。

(3) レストラン及びカフェの運営

長期にわたり持続可能で安定的な運営を行うこととする。

(4) 市への事業協力

レストラン及びカフェ運営を通じて、バンクホール（オープンカウンター含む）やトオリニワ等で長岡市が実施する各種事業に協力する。

2 事業協力に関する協定書等

(1) 決定した優先交渉権者と長岡市との間で、決定後速やかに事業協力の目的、内容及び役割等について協議を行い、双方が合意した場合、「事業協力に関する協定書」を締結するものとします。

(2) 事業協力者としての参画期間は、レストラン及びカフェの運営に関する賃貸借契約の締結までとします。

(3) 事業協力に要する費用は、事業協力者の負担とします。

3 出店条件

「米百俵プレイス ミライエ長岡」のレストラン及びカフェの運営については、長岡市財務規則第209条及び第214条から第218条に基づき行政財産の使用を許可し、賃貸借契約を締結します。

(1) 貸付予定期間

貸付期間は、2025年度（令和7年度）を予定しているB街区の開館から5年間とします。

期間満了後は、改めて運営者の選定を行いますが、開館時の運営者が最適であると評価した場合は、期間を延長することとします。

(2) 営業日・営業時間

営業日及び営業時間については、企画提案に基づき、長岡市と協議の上、決定することとします。

(3) 提供メニュー及び価格等

ア 想定する利用者のニーズに合った品揃えで、かつ利用しやすい価格設定を行うこと。

イ テイクアウト用の飲み物を提供すること。なお、提供の際は蓋付きの容器を使用するこ

と。

ウ デリバリー販売については、これを妨げない。

エ レストラン及びカフェ以外の館内施設に影響を与えるような、調理時や料理そのものの匂いが強いメニューは原則不可とする。

オ 物販については、事前に長岡市と相談の上、決定すること。

(4) 営業許可の申請等

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、全て運営者の責任と負担において行ってください。

(5) 出店に係る費用等

ア 賃貸借料

賃貸借料は、近隣店舗の相場や長岡市への事業協力を勘案し、市と協議の上、決定することとします。

賃貸借料は、長岡市が発行する納入通知書により、年度初旬又は毎月の指定期日までに支払うものとし、賃料の支払い義務は、契約で定めた物件の引渡し日から発生するものとします。

なお、貸付期間内の賃貸借料の改定は原則として行いません。ただし、貸付物件の価格の著しい変動その他正当な理由があるときには、長岡市との協議により改定をすることができるものとします。

イ 光熱水費

光熱水費、設備等の消耗品、清掃及びごみ処理等の費用については、全額、運営者の負担とします。

ウ 通信費

電話代等については、全額、運営者の負担とします。

エ 店舗工事

店舗の改装工事及び設備工事については、運営者が行うこととします。

(6) フランチャイズによる出店の取り扱い

ア フランチャイズによる出店の場合、賃貸借契約は、フランチャイズパッケージを提供するフランチャイザー（以下「フランチャイズ本部」といいます。）に対して行うこととします。

この場合、長岡市は、フランチャイズパッケージの提供を受けるフランチャイジー（以下「加盟店」といいます。）が、フランチャイズ契約に基づき施設を使用することを承諾することとします。

イ 賃貸借料は、フランチャイズ本部が支払うこととします。

ウ 賃貸借料以外の出店に係る費用のフランチャイズ本部と加盟店の負担区分は、フランチャイズ契約に定めるところによるものとします。

(7) 衛生管理・食材管理

運営者は、食品衛生法及び関係法令等を遵守し、レストラン及びカフェにおける衛生管理に十分注意を払ってください。

食材等の安全管理には十分配慮するとともに、適温管理を行い鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守してください。また、食材等の瑕疵については、運営者が全ての責任を負う

こととします。

食品衛生上の問題が発生した場合は、直ちに長岡市に報告の上、全て運営者の責任と負担において対処してください。

(8) 廃棄物等の処分

運営により発生する廃棄物（雑排水槽清掃に伴って発生する産業廃棄物を含む）の処分については、全て事業者の責任と負担において行ってください。

(9) 食材等の搬入及び搬出方法

ア 食材等の搬入・搬出時間、経路、荷卸場所等については、長岡市の指示に従ってください。なお、他の出入り口を使用する場合には、長岡市と協議を行う必要があります。

イ 搬入及び搬出については、利用者の安全に十分配慮の上、可能な限り短時間で作業を行ってください。

(10) その他

ア 設備の維持管理に伴う法定点検等により、営業ができない日が生じるなど、当該店舗の運営との調整が必要な場合には、長岡市と調整の上協力すること。

イ 車椅子利用者や、高齢者等の利用に配慮したレイアウトにすること。

ウ 店舗内で110番通報等、緊急事態が発生した場合には、速やかに長岡市に報告すること。なお、この場合記者発表等を行う場合があるので、市と連携して対応すること。

エ 施設敷地内への従業員及び店舗利用者の駐車場の利用はできません。

オ その他定めのない事項については、長岡市と協議して決定するものとする。

4 市庁舎使用上の制限等

(1) 店舗の制限

ア 店舗内工事の一切は運営者の負担とします。店舗までの設備の配管は整備済みです。

イ 維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費は、運営者の負担とします。

ウ 運営者は、店舗の修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に長岡市の承認を受けることとします。

エ 看板及び掲出物件を設置する場合は、事前に設置場所、設置方法、デザイン等について、長岡市との協議を必要とします。

(2) 店舗工事の制限

ア 運営者は、出店にあたり提案した事業企画提案書に基づき、自らの責任と負担において必要な設置工事を行うこととします。

イ 店舗の設置工事については、工事開始前に、長岡市と設計及び施工について協議を行った上、長岡市の承諾を得ることとします。長岡市は、工事終了後に履行確認を行い、この確認をもって工事が完了したものとします。

ウ 運営者が店舗の設置工事において設置した冷暖房や空調設備等の営業に必要な設備・機器は、運営者が自らの負担と責任において維持管理を行うものとします。

(3) 防災上の配慮

ア 店舗に係る防災対策は、運営者が自ら行ってください。

イ 運営にあたり、関係する法令について、あらかじめ長岡市消防本部と協議を行ってください。

(4) 損害賠償

ア 運営者は、自らの責めに帰する理由により、店舗の全部又は一部を滅失し、又は損傷したことにより、長岡市に損害を与えたときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として、長岡市に支払わなければなりません。ただし、原状に回復した場合は、この限りではありません。

イ 前号に掲げる場合のほか、運営者が業務の不履行その他の事由により長岡市に損害を与えたときは、運営者は、その損害額に相当する金額を損害賠償額として、長岡市に支払わなければなりません。

ウ 運営者が第三者に損害を与えた場合は、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

(5) 原状回復

ア 賃貸借期間が終了し、又は賃貸借契約が解除された場合には、運営者は、直ちに自己の負担により使用した施設を原状に回復して返還してください。このとき、運営者から長岡市に対して一切の補償を請求することはできません。

イ 運営者が原状回復の義務を履行しないときは、長岡市は、運営者の負担においてこれを行うことができます。

(6) 設備の諸条件

「設備諸条件一覧表」(20・21 ページ)を参照してください。

※カフェ(A-2街区)は、調理器具を設置しない販売のみの運営とします。

(7) 喫煙について

店舗内は禁煙とし、灰皿を設置することも不可とします。

第3 事業協力者の応募登録及び質疑応答

1 事業協力者の応募資格

応募資格は下記のとおりとします。なお、資格確認の基準日は応募書類の受付日とします。

- (1) 食品衛生法に規定する営業許可を既に取り得し、かつ飲食業を営業していること。
- (2) 国税、地方税その他公租公課を滞納していない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) その構成員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 民事再生法、会社更生法、破産法に基づき、手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び構成員、その利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

2 応募に関する条件

- (1) 応募に係る費用は全て応募者の負担とします。
- (2) 応募者は本募集について一の提案しか行うことができません。
- (3) 提出された書類の修正又は変更は、いかなる理由・方法でも行うことができません。
- (4) 提出された書類は返却しません。この場合において、不採用となった事業企画提案書は公開しません。
- (5) フランチャイズによる出店の場合は、フランチャイズ本部が応募することとします。

3 応募登録

本募集に応募する者は、以下の要領で書類を提出してください。

- (1) 提出書類
 - ア 応募登録書（様式1 22ページ）
 - イ 応募登録に関する書類（23ページ）
- (2) 提出部数 正本1部、副本1部（正本の写し）
- (3) 提出期限 令和4年4月26日（火曜日）午後5時必着
- (4) 提出方法 持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限必着。）により提出すること。
- (5) 提出先 長岡市中心市街地整備室（担当：小林、林）
住所：〒940-0062
長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト7階
電話：0258-39-2807 FAX：0258-39-2827

4 応募がなかった場合の対応

上記「3 応募登録 (1) 提出期限」までに応募がなかった場合は、先着順で1件ずつ本要領に従い事業協力者を決定する。

5 事業協力者の応募資格の審査

提出された応募登録書等により、応募資格を確認した上で、事業企画提案の提案者を決定し、結果を令和4年4月27日(水曜日)にFAXで通知します。ただし、提案者に決定された者であっても、事業企画提案書を提出するまでの間は、辞退届(任意書式)を提出することにより、いつでも事業企画提案書の提出を辞退することができます。

6 応募資格の喪失

次に掲げる事由に該当した場合は、応募資格を喪失するものとします。

- (1) 上記「1 事業協力者の応募資格」を満たさなくなったとき。
- (2) 本要領の発出日から事業協力者の決定までの間に、他の応募希望者に応募の意思又は事業企画提案書の内容について確認・相談したとき。
- (3) 提出書類について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 本要領に定められた方法によらず、書類が提出されたとき。

7 質問書の提出及び回答

応募登録者は、事業企画提案書の作成について、以下の要領により質疑を行うことができます。

(1) 質問書の提出

ア 提出書類 質問書(様式2 24ページ)

- ・質問は、簡潔かつ具体的に記載してください。
- ・提出期限までの間、同一の応募登録者が何回でも質問書を提出することができます。

イ 提出期限 令和4年5月6日(金曜日)午後5時必着

ウ 提出方法 電子メール又はFAXにより送付してください。なお、送付後に必ず電話で到着を確認してください。

エ 提出先 長岡市中心市街地整備室(担当:小林、林)

電子メール: shigaichi-seibi@city.nagaoka.lg.jp

電話: 0258-39-2807 FAX: 0258-39-2827

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、全ての応募登録者に全質問事項とその回答をFAXにより送信します。なお、回答は質問数に応じて数回に分けて行う場合があります。

最終回答期日は令和4年5月13日(金曜日)とします。

第4 事業企画提案書作成要領

以下の要領で事業企画提案書を作成し、表紙（様式3 25ページ）を付けてください。

レストラン及びカフェの両方の内容を記載し、表紙を含まず10ページを上限としてください。

1 提案内容

(1) 運営体制

- ・類似事業の実績
- ・想定する運営体制
- ・安全管理、衛生管理

(2) 店舗運営の考え方

- ・店舗のコンセプト、機能
- ・営業日、営業時間
- ・内装、レイアウト
- ・フランチャイズの場合は、フランチャイズに関する基本方針及びフランチャイズ契約の概要

(3) 想定するメニュー等

- ・主なメニュー
- ・使用予定の食材
- ・価格帯

(4) アピールポイント

自社の強み、競合優位性、アイデア、集客方法、決済手段等

(5) イベント等の企画

バンクホール（オープンカウンター含む）やトオリニワ等を活用した長岡の食に関するイベント等の企画

(6) 他機能との連携

「米百俵プレイス ミライエ長岡」3階及び5階の導入機能と連携した取り組みの企画

※事業企画提案書に記載する順番は任意とします。

2 事業企画提案書の書式

- ・用紙サイズは、日本工業規格（JIS）A4版縦組又はA3版横組としてください。（組み合わせ可）
- ・文字の大きさは10.5ポイント以上としてください。
- ・ページ番号をふり、片面印刷、左上1か所ホチキス止めとしてください。
- ・カラー、モノクロは問いません。

第5 事業企画提案書の提出及び事業協力者の決定

1 事業企画提案書の提出

事業企画提案書を次の要領で提出してください。

- (1) 提出書類 「第4 事業企画提案書作成要領」に記載のとおり
- (2) 提出部数 正本1部、副本8部（正本の写し）
- (3) 提出期限 令和4年5月19日（木曜日）午後5時必着
- (4) 提出方法 提出期限までに持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限必着。）により提出してください。
- (5) 提出先 長岡市中心市街地整備室（担当：小林、林）
住所：〒940-0062
長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト7階
電話：0258-39-2807 FAX：0258-39-2827

2 事業企画提案書の選定

(1) 提案者の決定

提出された事業企画提案書をもとに一次審査（提案者数が多数の場合のみ実施）を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを依頼する応募者を決定します。

(2) 選定方法

本市職員等で組織する選定委員会において、事業企画提案書の内容、本業務に対する提案者の意欲や理解力等を確認するためのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、評価基準に基づき点数化し、最優秀提案者及び次点提案者を選定します。

なお、提出された事業企画提案書が1件であった場合は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した後、選定委員会において審査・評価の上、事業協力者としての適否を協議し、適切と認めるときは、最優秀提案者と同様の取り扱いとします。

(3) 選定評価基準

「選定評価基準」（26ページ）のとおりとします。

(4) 実施日時等

プレゼンテーション及びヒアリングは、令和4年5月23日（月曜日）～25日（水曜日）の間で実施する予定です。開始時刻など詳細は別途通知します。なお、発表の順番は事業企画提案書の受付順とします。

(5) 実施会場

フェニックス大手イースト内（長岡市大手通2丁目6番地）を予定しています。

(6) 実施要領

ア 提案者は、事業企画提案書についてプレゼンテーションを行ってください。

イ 事業企画提案書を説明する者は3名までとします。

ウ 提案者の説明時間は20分間とし、その後質疑応答を15分間予定しています。

エ 追加資料の配布はできませんが、プロジェクターやパネル等で追加情報を提示することは可能とします。

オ プロジェクターを利用する場合は、提案者がRGBケーブルでの接続が可能なパソコン等をご用意ください。

3 事業協力者の決定

(1) 決定通知

長岡市は、最優秀提案者を事業協力に関する協定の締結に向けた優先交渉権者として決定し、通知します。次点提案者に対しても同様に次点交渉権者として決定し、通知します。また、その結果を文書により事業企画提案者全者に通知します。

(2) 協議

長岡市は、優先交渉権者との協議において合意できた場合、優先交渉権者を事業協力者として決定し、優先交渉権者及び次点交渉権者に対して通知します。優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者との協議を行い合意できた場合、次点交渉権者を事業協力者として決定します。

(3) 公表

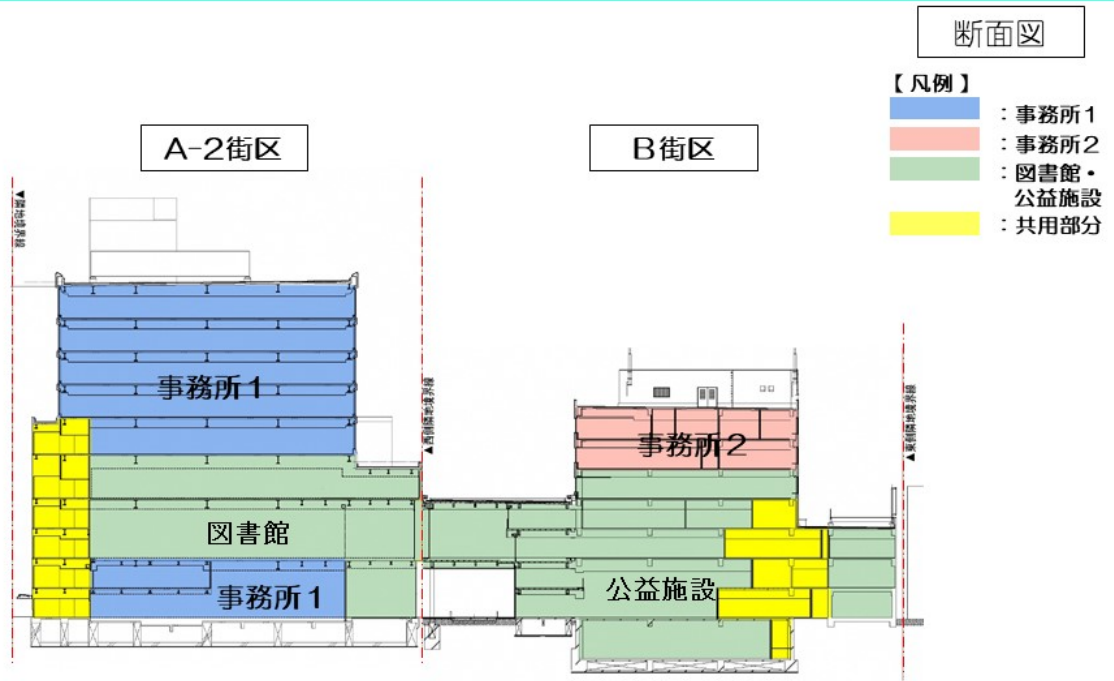
事業企画提案者の一覧及び最優秀提案者、次点提案者の選定、事業協力者の決定について、長岡市ウェブサイトで結果を公表します。

4 事業協力者の資格喪失

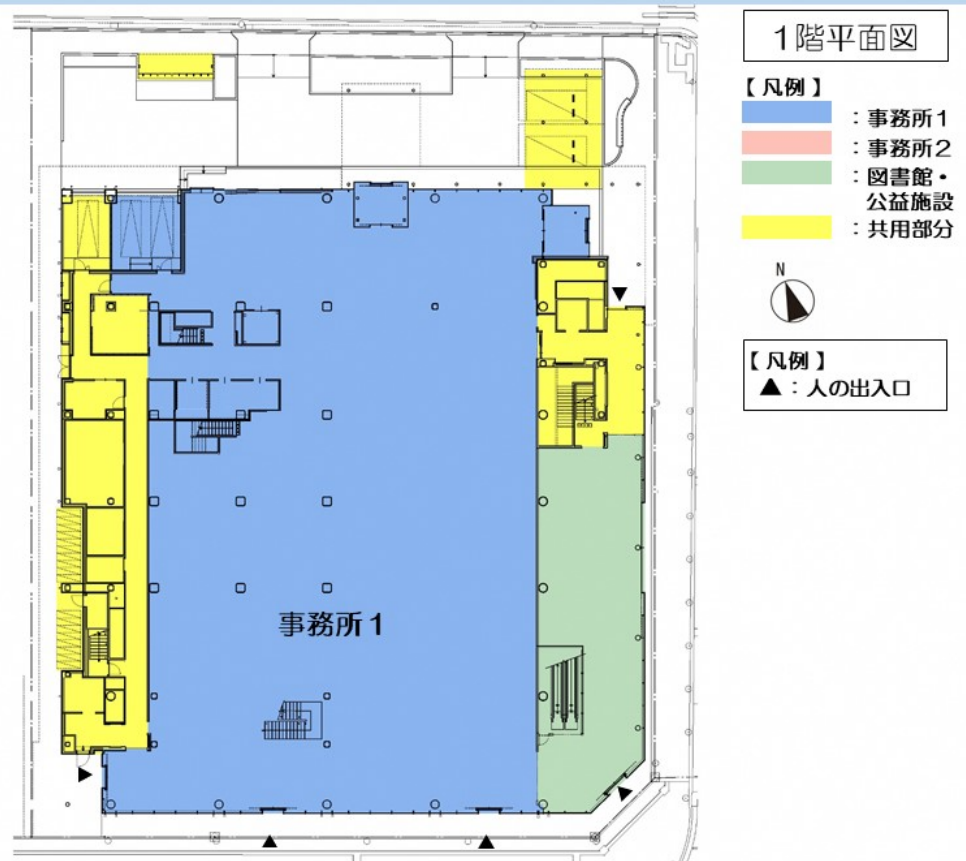
「事業協力に関する協定書」の締結までの間に、次に掲げる事由に該当した場合は、事業協力者としての資格を喪失するものとします。

- (1) 「第3 1 事業協力者の応募資格」を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (3) 不法行為等、本事業にふさわしくない行為が行われたとき。
- (4) 事業協力者の資金事情の変化等により、店舗の設置・運営の履行が困難であると長岡市が判断したとき。

A-2・B街区



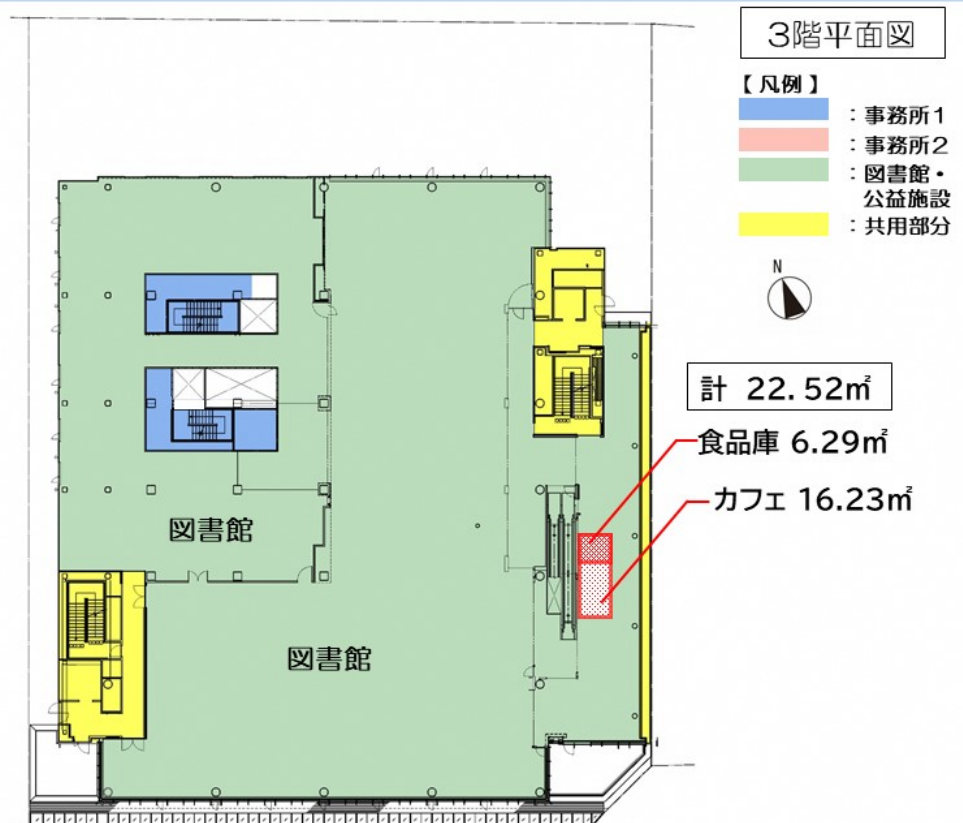
A-2街区



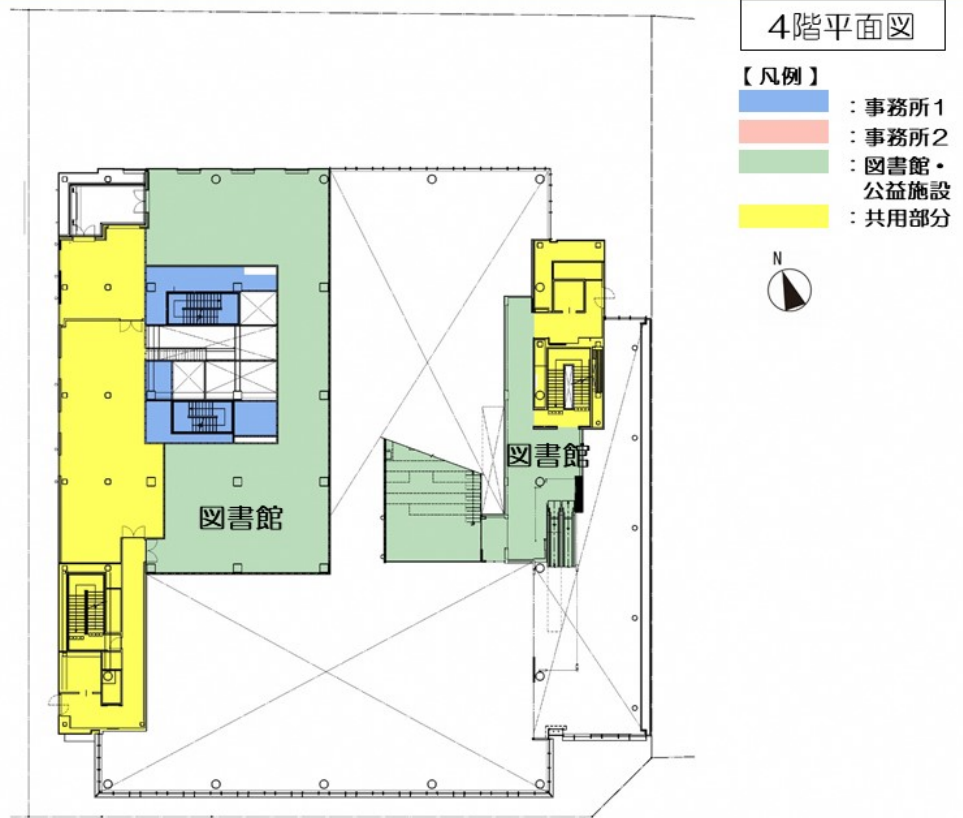
A-2街区



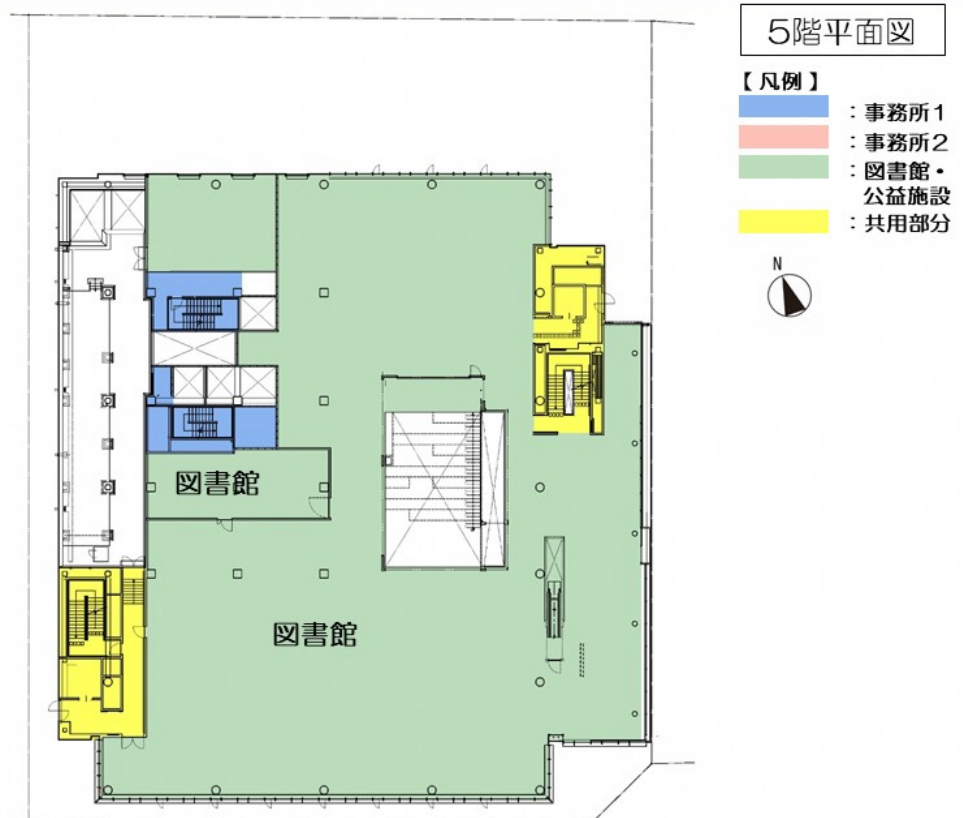
A-2街区



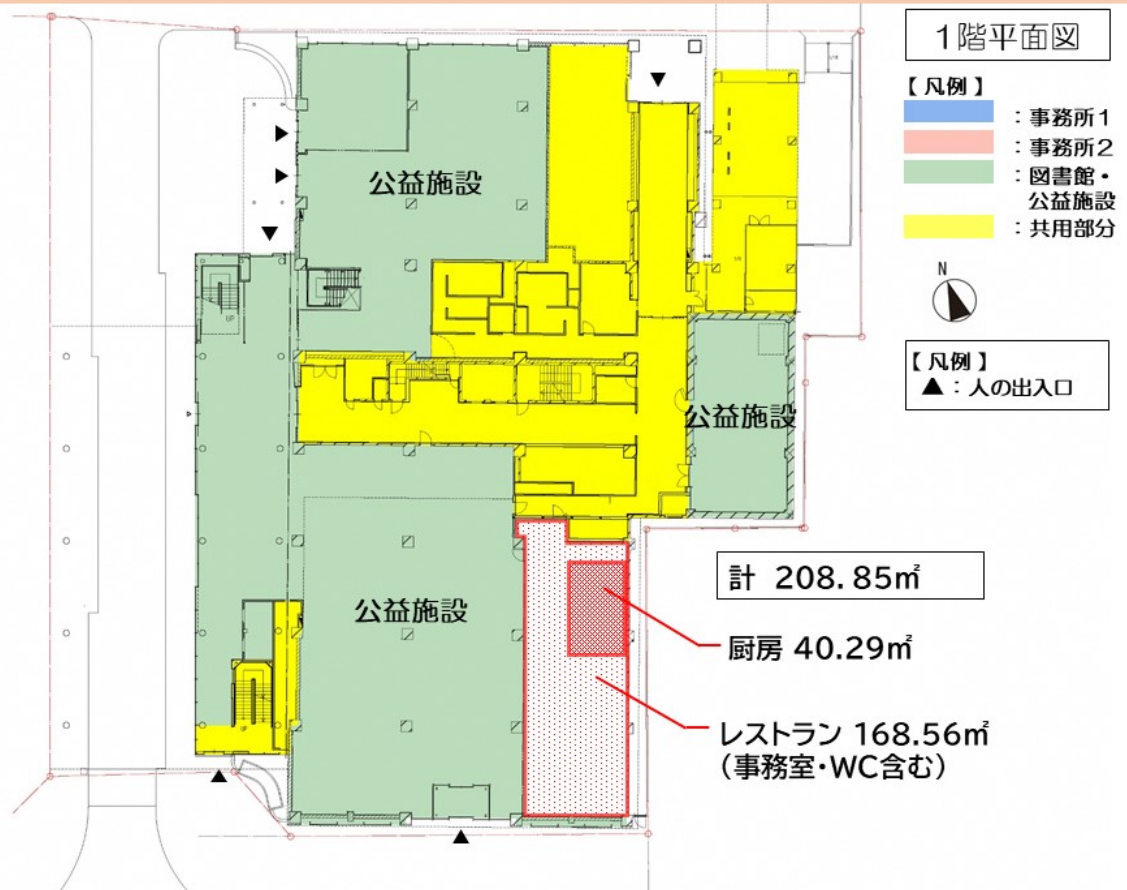
A-2街区



A-2街区



B街区



B街区



B街区



B街区





カフェ（A-2街区） 設備諸条件一覧表

※調理器具を設置しない販売のみの運営とします。

項目		内容		備考
建物	仕上	床	厨房用耐油性硬質塩ビシート	天井高CH=2300 内装材は準不燃材以上の施工が必要
		壁	化粧ケイカル板+耐水PB	
	天井		ケイカル板+エマルジョンペイント塗り	
	床荷重	積載荷重	2,900ニュートン/m ² 以下	
電気	電源供給	電源	電源盤の構成は原則として次のとおりとする。 単相 200-100V 10KVA	
		積算電力量計	テナントスペース内の電源盤に設置（施行予定）	
		幹線	施工済	
		コンセント	施行済	
		照明	施行済	
		非常照明	施工済（支障となる場合は、事業者負担で関係法令に適合する改修可）	
		非常放送 通信設備	施工済（ " " ） 電話、情報はアウトレット（一部空配管あり）まで施行済	
機械	空調換気設備等	冷暖房機器は設置済、給気・排気ファン及びダクトは設置なし		
	衛生設備 (給水)	水源	長岡市水道局（圧力給水方式より給水）	
		分岐接続箇所	3階スラブ下（バルブあり）	
		給水管口径	給水：25ミリ、給湯：25ミリ	
	(排水)	メーター	3階DSに設置済	
		排水方法	自然流下	
接続可能箇所		3階スラブ下		
(ガス)	排水管口径 100ミリ（グリストラップを設置済）			
消防設備	ガスは使用できない。			
	必要に応じて関係法令に基づき設置し、費用は事業者負担とします。			
その他	EV/ESC	2基 / 2基（昇降各1基ずつ）		市専有部分
	駐車場	商品の搬入は、A-2街区北側搬入車駐車スペースを利用		
	喫煙	店舗を含む施設内禁煙とします。		
	火気	裸火及びガスの使用は不可とし、熱源は電気のみとします。		
	既存設備の切り直し	既存施設が支障となる場合、長岡市の許可を得た上で事業者負担の工事とします。		

レストラン（B街区） 設備諸条件一覧表

項目		内 容		備考
建 物	仕上	床 壁 天井	コンクリート素地 コンクリート素地 コンクリート素地	天井高CH=3000 (厨房部分) 天井高H=7500 (レストラン部分)
	床荷重	積載荷重	2,900ニュートン/m ² 以下	内装材は準不燃材以上での施工が必要
電 気	電源供給	電源	容量は原則として次のとおりとする。 単相 200-100V 20KVA	出店事業者決定後、早急に電源容量の確定が必要
		積算電力量計	テナントスペース内の電源盤に設置 (施工予定)	
		幹線	施工予定	
		コンセント	事業者負担	
		照明 非常照明	事業者負担 (レストラン部分のみ施工予定) 施工予定 (支障となる場合は、事業者負担で関係法令に適合する改修可)	
非常放送 通信設備	施工予定 (") 電話、情報はアウトレット (空配管まで) 施工予定			
機 械	空調換気設備等	冷暖房機器及び給湯設備機器は施工予定		
	(給水)	水源	長岡市水道局 (圧力給水方式より給水)	
		分岐接続箇所	3階スラブ下 (バルブあり)	
		給水管口径 メーター	給水：25ミリ、給湯：25ミリ 地下1階に設置	
	(排水)	排水方法	自然流下	
接続可能箇所 排水管口径		3階スラブ下 100ミリ (グリストラップを施工予定)		
(ガス)	ガス管口径	50ミリ		
	メーター	1階に設置		
消防設備	必要に応じて関係法令に基づき設置し、費用は事業者負担とします。			
そ の 他	EV	4基 (うち2基は5階まで)		市専有部分
	駐車場	商品の搬入は、B街区北側搬入車駐車スペースを利用		
	喫煙	店舗を含む施設内禁煙とします。		
	火気	裸火及びガスの使用は不可とし、熱源は電気のみとします。		
	既存設備の切り直し	既存施設が支障となる場合、長岡市の許可を得た上で事業者負担の工事とします。		

応 募 登 録 書

令和 年 月 日

長岡市長 磯田 達伸 様

「米百俵プレイス ミライエ長岡レストラン及びカフェ運営に伴う事業協力者募集要領」に基づく応募登録を下記のとおり行います。なお、当該要領「第3 1 事業協力者の応募資格」に記載の応募資格を有する者であることを誓約します。

登 録 者

所在地	〒			
商号又は名称				
代表者名	印			
担当者	所属			
	(ふりがな) 担当者名			
	電話番号		FAX 番号	
	電子メール アドレス			
	郵送物 送付先	〒		

応募登録に関する提出書類一覧

提出書類	内 容	提出部数
謄本「原本」	法人の登記簿謄本「原本」	正本 1 部 副本 1 部
定 款	最新の定款	
企業概要	企業理念（経営方針） 事業経歴 設立年月日 資本金 事業内容 （事業種目、取扱品目・サービス及び年間取引高、店舗数、事業所所在地及び従業員数、主な取引先等） 行政施設への出店実績 その他の応募者のPRとなる事項	
決 算 書	直近3か年の決算報告書	
納税証明書	直近3か年分の本社の法人税、法人事業税及び消費税・地方消費税の納税証明書	
資格・免許等	開業にあたって必要とされる許認可、又は資格を証明するものの写し	

※ 証明書は、提出日前3か月以内に発行されたものとします。

※ 証明書、資格・免許等以外の書類のサイズは、原則A4版縦で作成してください。

※ 個人事業主の場合は、謄本及び定款の代わりに営業証明書を、法人税、法人事業税の納税証明書の代わりに所得税、個人事業税の納税証明書を提出してください。

質 問 書

令和 年 月 日

長岡市長 磯田 達伸 様

質問者 所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名 印
担当者職・氏名
電 話 番 号
F A X 番 号
電子メールアドレス

「米百俵プレイス ミライエ長岡レストラン及びカフェ運営に伴う事業協力者募集要領」に基づき、次のとおり質問書を提出します。

頁など	質問内容

事業企画提案書

令和 年 月 日

長岡市長 磯田 達伸 様

申請者 所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者職・氏名
電話番号
FAX番号
電子メールアドレス

印

「米百俵プレイス ミライエ長岡レストラン及びカフェ運営に伴う事業協力者募集要領」に基づき、別紙のとおり事業企画提案書を提出します。

選定評価基準

評価項目		評価基準	配点
運営体制	業務に関する専門性	レストラン及びカフェの運営に関する十分な知識・実績があるか	5
	業務運営体制	運営に十分な体制であるか	5
	安全管理・衛生管理	安全管理及び衛生管理について、事故防止の体制及び事故への対応策がとられているか	5
理解力		施設のコceptや導入機能等について理解しているか	10
店舗のコンセプト	メニュー・価格	利用者ニーズに合致するメニューの提供が期待できるか	5
		長岡ならではの食材の活用が見込めるか	10
		利用しやすい価格帯に設定されているか	5
	営業日・営業時間	利用しやすい営業日及び営業時間に設定されているか	5
	内装・レイアウト	・施設的设计コンセプトに調和する内装であるか ・レイアウトにアイデアや工夫があるか	10
	アピールポイント	自社の強み、競合優位性、アイデア、集客方法、決済手段など、アピールできる事項が認められるか	10
イベント等の開催	レストラン及びカフェ以外のスペースを活用し、長岡の食に関する自発的かつ独創的なイベント等の開催が見込めるか	10	
発信力	食を通してオール長岡の魅力を発信する工夫があるか	10	
他機能との連携	施設に導入する他機能との連携により施設全体の魅力を高める工夫があるか	10	
表現力	提案書及びプレゼンテーションのまとめ方が明快で的確であるか	5	
	質問に対する応答が明快で的確であるか	5	
評価得点の合計			110